

## 西部ガス株式会社 ポイントサービス規約

### 第1条（目的）

本規約は、西部ガス株式会社（以下「当社」といいます）が対象のお客さまに対して提供するポイントサービス内容及び提供条件等を定めるものです。本規約に定めのない事項については、当社が提携する会社（以下「提携会社」といいます）が定める規約、約款等（以下「提携先規約等」といいます）が適用されます。

### 第2条（本サービス対象者）

本サービスの対象となるお客さまは（以下「利用者」といいます）、同一のご使用場所にて、下記に定めるガス利用契約と電気利用契約の両方を当社とご契約いただいているお客さまで、本規約に同意した方とします。

#### 記

##### ※ガス利用契約

###### 《都市ガス》

- ・西部ガス株式会社

一般ガス供給約款、ヒナタメリット、床暖房契約(ホットメリット)、家庭用空調契約(ヒーポンメリット)、家庭用コージェネレーションシステム契約(マイホーム発電メリット)、家庭用厨房・給湯・暖房契約(ホームメリット)、家庭用高効率給湯器契約

- ・久留米ガス株式会社
- ・大牟田ガス株式会社

###### 《LP ガス》

- ・西部ガスエネルギー株式会社・久留米ガス株式会社・大牟田ガスエネルギー株式会社、株式会社サンケイガス・粕屋ガス株式会社・奥村商事株式会社・長崎ガス株式会社、新日本ガス株式会社・有限会社三星プロパン

##### ※電気利用契約

プラスでんきプラン1、プラスでんきプラン2

### 第3条（定義）

本規約における用語の定義は次の各号のとおりとします。

- (1)「未交換ポイント」とは、第4条（未交換ポイントの付与）に定める提供条件に従って、当社から利用者に対して付与された電子情報であって、本規約に基づき、提携ポイントに交換することができる電子情報をいいます。
- (2)「提携ポイント」とは、提携先規約等に基づき提携会社が発行する電子情報をいいます。

- (3) 「ポイントサービス」とは、ポイント対象取引により未交換ポイントの付与を受け、それを提携ポイントに交換のうえ、所定のサービスを受けられるサービスをいいます。
- (4) 「ポイント対象取引」とは、本規約に従って、利用者に未交換ポイントが付与される取引として当社が指定した取引をいいます。

#### 第4条（未交換ポイントの付与）

1. 利用者がポイント対象取引を行なった場合、当社は利用者に所定の未交換ポイントを付与します。ポイント対象取引に指定されていない取引については未交換ポイントを付与しません。
2. ポイント対象取引、及び付与される未交換ポイント、その他の未交換ポイント付与にかかる諸条件は当社ホームページにおいて公表します。
3. 当社は前2項の公表した内容を変更することがあります。変更した内容については、都度当社ホームページ等にて公表します。

#### 第5条（提携ポイントへの交換）

1. 利用者は、当社が定める範囲及び条件に限り、未交換ポイントを提携ポイントに交換する（以下「ポイント交換」といいます）ことができます。提携ポイントを未交換ポイントに交換することはできません。ポイント交換における諸条件及び交換に必要な手続きは、当社ホームページ等で公表し、内容を変更する場合についても、当社ホームページ等にて公表します。
2. 利用者は、ポイント交換に際し、当社が必要と認める情報（以下「必要情報」といいます）を当社に提供するものとします。なお、利用者は、当社が必要情報を、未交換ポイントの付与、ポイント交換並びにこれらに付随するサービスを提供することを目的として、利用者の承諾を得ることなく利用することに予め同意するものとします。
3. 提携ポイントの利用条件については、提携先規約等に従わなければなりません。

#### 第6条（付与・交換の不可）

1. 次の各号の一に該当する場合、第4条（未交換ポイントの付与）及び第5条（提携ポイントの交換）に基づく未交換ポイントの付与またはポイント交換はできません。
  - (1) 停電、システム障害等その他やむを得ない事由があるとき。
  - (2) 利用者が本規約に違反し、または違反する恐れがあるとき。
2. 前項に基づき、未交換ポイントの付与またはポイント交換ができないことにより利用者に損害等が生じた場合であっても、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は一切その責任を負いません。

#### 第7条（残高・履歴の確認）

1. 未交換ポイントの付与履歴、残高等及び提携ポイントへの交換履歴については、当社所定の方法に限り確認することができます。
2. 前項記載の履歴の範囲等については当社が定めるところによります。

#### 第8条（換金の禁止）

未交換ポイントは、いかなる場合においても現金と交換することはできません。

#### 第9条（譲渡等禁止）

利用者は付与された未交換ポイントを第三者に貸与、譲渡、または質入れ等の担保に供することはできません。

#### 第10条（返金時の処理等）

1. ポイント対象取引について、当社から利用者に返金処理をした場合、第4条（未交換ポイントの付与）に従って付与された未交換ポイントは、返金額に従い減算される場合があります。
2. 第5条（提携ポイントへの交換）に従って既に提携ポイントに交換されていた場合も、交換前と等価の未交換ポイントが減算される場合があります。
3. 前各号により未交換ポイント残高がマイナスとなった場合、当社はマイナス分を現金にて支払うよう、利用者に請求することができるものとします。

#### 第11条（個人情報の提供）

1. 当社は以下に定める場合を除き、当社で管理する利用者の個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス等）を第三者に開示、提供することは行わないものとします。
  - （1）利用者が個人情報の開示に同意している場合。
  - （2）当社が第三者に本サービスの利用動向を開示するにあたり、個々の個人情報が特定できない情報群として集計を行う場合。
  - （3）当社が利用者に対して、本サービスに関わる情報提供（商品案内、催事案内等）を郵便もしくは電子メールで行う場合。
  - （4）当社が法令、正当な権限を有する国家機関により開示を求められた場合。
  - （5）業務上必要な範囲内で、業務を委託した第三者へ提供する場合。
  - （6）統計情報などに加工して利用する場合。
2. 当社は、本規約に定めのない利用者の個人情報の取り扱いにつきまして、当社のWEBサイトに掲載しております「個人情報の取り扱いについて」に則り、取り扱いをいたします。

#### 第12条（有効期間）

未交換ポイントは付与日から13ヶ月を経過すると失効し、失効以後、当該未交換ポイントを提携ポイントに交換することはできません。

#### 第13条（本規約の変更）

1. 当社は本規約の内容を、利用者の承諾なく変更することがあります。内容を変更した場合は、当社ホームページ等にて公表します。
2. 公表後、利用者がポイントサービスを利用した場合、もしくは当社の定める期間内に当社が別に定めるポイントサービスの中止手続きを行わない場合は、変更後の規約の内容に承諾したものとみなします。

#### 第14条（ポイントサービスの中断・終了）

当社は、利用者に対して、次の何れかの場合、予告なくポイントサービスの一部または全部を中断または終了することがあります。その場合は当社ホームページ等にて公表します。

- （1）災害等の非常事態の発生。
- （2）法令の改廃や社会情勢の変化。
- （3）提携会社が規約に定めるサービスを中断または終了する場合。
- （4）その他当社のやむを得ない都合による場合。

#### 第15条（免責条項）

本サービスのご利用に付随して発生したいかなるトラブル・損失・損害に対しても、当社は責任を負いません。

#### 第16条（案内）

1. ポイントサービスに関する事項は、当社のホームページ等で案内していますので、本規約と併せてご参照下さい。なお、当社ホームページ、利用ガイド等において公表または通知した事項についても、本規約の一部を構成するものとし、当社は、本規約上の内容をホームページ、利用ガイド等に定める内容により変更することができるものとします。なお、本規約上の内容とホームページ、利用ガイド等に定める内容が抵触する場合には、ホームページ、利用ガイド等に定める内容が優先するものとします。
2. 提携会社のサービスに関する事項は、提携会社のホームページ及び相談窓口で案内していますので、本規約及び提携先規約と併せてご参照下さい。

#### 【附則】

本規約は平成30年4月1日より適用します。